

多度津町農業委員会議事録

令和8年2月20日午前9時00分より午前9時48分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階大会議室において開催した。

その状況は次のとおり

- | | |
|-------|--------------------------------------------------------|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について |
| 議案第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づく農用地利用集積等推進計画案に対する意見の決定について |
| 議案第5号 | 農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づく地域計画の変更に係る意見聴取について |
| 報告 | その他 |

出席状況

出席委員

農業委員（12名）

議長	大	西	和	芳
職務代理者（2番）	三	野	敏	彦
職務代理者（3番）	土	田	敏	雄
4番委員	西	山	正	美
5番委員	矢	野	和	幸
6番委員	池	田	一	普
7番委員	細	川	清	二
8番委員	山	地		文
10番委員	河	井	弘	司
11番委員	秋	山	義	充
12番委員	伊	達	和	博
14番委員	横	關	幹	夫

農地利用最適化推進委員（8名）

2番委員	大	谷	泰	則
3番委員	眞	鍋	憲	明
4番委員	篠	原	壽	雄
5番委員	眞	鍋	昌	造
6番委員	島	田	和	博
7番委員	高	島	和	秋
8番委員	村	井	文	数

欠席委員

農業委員（1名）	13番委員	宮	武	良	充
推進委員（1名）	1番委員	北	岡	康	民

農業委員会事務局職員

事務局長	海田	康弘
産業課長	植松	肇
主事	久木田	優基

ただいまご報告いただきましたけども、これについて何かご質問等ありましたらお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、それでは議案のほうに入りたいと思います。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

1ページをご覧ください。

【議案第1号番号1番から番号8番までを、議案書を基に朗読。】

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第1号の説明をいただきましたけども、これについて何かご意見、ご質問がありましたらよろしく願いいたします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、議案第1号につきましては報告案件ということでご理解いただきたいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

4ページ、議案第2号をご覧ください。

【議案第2号番号1番から番号5番までを、議案書を基に朗読。】

以上、5件の申請につきましては、所有権の農地の農作業に効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く問題がないことから農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第2号の説明をいただきましたけども、これについて何かご意見、ご質問ありましたらよろしく願いします。

どうぞ。

6番委員

参考までに売価を教えてくださいませんか、2番以降。

議長

2番以降ね。

事務局 【売買金額について個別に報告。】

6 番委員 よろしい。

議長 ほかに何かございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、それでは議案第 2 号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。なしということで、議案第 2 号を承認いたします。

続きまして、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 6 ページをご覧ください。

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。

【議案第 3 号番号 1 番から番号 3 番までを、議案書を基に朗読。】

今回申請のありました転用申請については、周辺が既に宅地化されていることから集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないなどのことから許可要件を満たしていると考えております。

以上になります。

議長 ありがとうございました。

ただいま議案第 3 号について説明いただきましたけども、これについて何かご意見、ご質問がありましたらよろしくお願いします。

どうぞ。

推 8 番委員 2 番のそこ、私の管轄の、農地転用の案件でお尋ねしたいんですが、たしかこの宅地は、私の記憶では浜街道が延伸になった工事で、宅地が

移転したんですけども、そのときに代替地、もとの家からすれば母屋と納屋があって、それで代替地には母屋だけしか建ってなかったんで。それで、道を挟んで今回申請されたところに倉庫を建てたんですけどね。実際、公共工事とか道の増幅した場合については転用申請はしなくていいと怒られたんですけども、免除されるというふうに理解しとったんですわ。ほいで、道を挟んで同時に建てたかどうかというのは知らないんですけども、倉庫を自分の土地に建てた場合、その場合はやはり今回無断転用ということになっとなんで、番地が変わればやはり申請をしな

くてはならないということなんでしょうか。

事務局

県の工事によって用地買収等がかかりまして、特例によって農地が一部宅地化することはできるんですけども、それは母屋の部分に適用されてまして。今おっしゃってましたとおり道路を挟んで北側、今回の申請地については、地目上当時変更が行われてないんです。田のまままで置かれてました。かつ、納屋を建築した当時は農機具倉庫として使われてたんですけども、最近になって改装されましてトイレをつけられたんです。水洗トイレをつけられて浄化槽まで設置されてしまいましたんで、こうなってしまうと農業に供するっていうところから少し外れて、いわゆる居宅というふうな扱いに変わってしまうんです。その場合、農業に資するということからもう外れますので、その場合は無断というふうな判断にどうしてもなってしまうんです。今回、お子さんの家を隣に建てるということになりましたので、同一敷地内にその納屋がございますので、いわゆる無断転用状態の解消も含めて今回宅地化するという事で申請が上がってきました。相談を受けた際に、最初は農機具倉庫っていうことでお聞きしてたんですけども、現場に行ったときに、あれ、トイレあるわってなりまして、いろいろお聞きしてたら、いや、最近ちょっと改装したんですっていうことで、これはちょっとまずいなということで今回このような形で申請をさせていただきました。

推8番委員

あの倉庫を建てたときには、既にもう浄化槽はありました。

事務局

ありましたか。

推8番委員

そやけん、私が確認したいのは、母屋は代替地で建てたんやけど、もともと母屋があつて納屋が、道を挟んで分けて建てた場合に同一条件というのにはならないんですかということ。

事務局

多分、最終的に県のほうの接收の分で明け渡した場合、その土地がいわゆる農地法に絡まずに地目変更ができるっていう特例があるんですけども、それが適用されたのが母屋側だけやったと思われるんですよ。これは想像になるんですけども、固定資産税や何やの関係で、こっちはもう田んぼのままで残しとってくれということで、所有者から申告がない限り地目の変更は行われませんので、多分当時そのまま残されたんじゃないかなと思うんです。例えばそのタイミングでこも宅地化するという事で申請があれば、多分そこもできたとは思いますが、当時されてなかった。地目が田のまま残ってましたので、これはどうしてもその後に関しては農地法の適用を受けるんで今

回の申請っていうふうな格好になったと思うんです。

議長 よろしいですか。

推8番委員 はい。

議長 現実にもう農地で残ったということで。今の説明のとおりにせんかったら駄目ですよということですのでお願いします。

ほかに何か。

どうぞ。

11番委員 同じ案件やけど、無断転用、ペナルティーの話がないけど、最近どういうふうになってんの。

事務局 始末書が一応添付されておりました、それに基づいて県のほうにも確認を取っております。その添付をもって転用のほうを一応許可するという見込みで現在動いております。

11番委員 いやいや、その許可が。時間かかったら、ペナルティーがあったやろ。ペナルティーの話をしてる。

事務局 また、確認させてください。

11番委員 分かった、来月でええ。

議長 それをまた、ペナルティーというか、今説明があったように従来から始末書を添付した上で審議に入ると思いますので確認して。

事務局 はい。

議長 ほかに何かございませんか。

(なし の声あり)

今については確認せんでも承認するということについては問題ないな。ということで、ほかにご意見がないようでしたら、それでは議案第3号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございます。異議がないようですので、議案第3号を承認いたします。

続きまして、議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について、を議題いたします。

なお、この議案につきましては議事参与の制限というようなことで関係委員さんに退席していただきます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 7ページからの議案第4号をご覧ください。

こちらは、農地利用集積等促進計画(案)となっており、農業委員

会において意見聴取することとなっております。

左側に記載されております土地所有者が香川県農地機構に貸付けをし、香川県農地機構から右側の欄に記されております借手へ貸付けをいたします。

今回の内容としましては、機構貸借及び利用権設定からの移行による更新が12件分、新規契約が3件分です。

こちらの計画については、更新者は地域計画に既に位置づけられており、新規の者についても、こちらの借受人を地域計画に位置づける予定となっております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第4号の説明をいただきましたけども、これについて何かご意見、ご質問ありましたらよろしくお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

特にご意見がないようですので、それでは議案第4号につきましては承認し、意見なしということで回答いたしたいと思っております。ありがとうございました。

続きまして、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づく地域計画の変更に係る意見聴取について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号、10ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づく地域計画の変更に係る意見聴取につきまして、農地所有者から地域計画変更申出書が町へ提出されました。農業委員会に意見を求められておりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

【議案第5号番号1番について、議案書を基に朗読。】

11ページに地域計画変更位置図を添付しておりますのでご確認をお願いいたします。

今回の申請地については、耕作者及び周辺関係者との調整が完了していることなどから、目標地図の素案を踏まえ、周辺農地に係る営農条件に支障を生じるおそれはないものと考えております。

なお、本件につきましては2か月後の定例会にて転用申請が提出される予定となっております。

以上となります。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第5号の説明をいただきましたけども、この案件につきましてはいつもどおり、まず地元の委員さんのご意見をいただきたいと思っております。

これは細川委員さんでよかったかな。

7番委員

特にありませんでした。

議長

ありがとうございました。

ほかに何かご意見、ご質問ありましたらよろしくお願ひします。

特にご意見ございませんか。

(なし の声あり)

ご意見ないようですので、議案第5号を承認し、意見なしということで処理いたしたいと思っております。ありがとうございました。

以上で議案のほうは終わりました。

続いて、事務局よりご報告のほうをよろしくお願ひします。

事務局長

事務局より6点ご報告をさせていただきます。

1点目は相続届について、2点目は来月分の農地機構貸借案件について、3点目は農地利用最適化活動の記録表の提出について、4点目は農地の賃借料の水準について、5点目は農地転用集計表について、6点目は未来チャレンジ支援補助金についてになります。

初めに、1点目、相続届についての報告をお願いします。

事務局

今月は相続届が2件提出されています。

書類については、個人情報関係から小委員会に出席された委員さんと担当地区の委員さんにお配りしております。配付資料をお持ちの委員さんは取扱いに十分ご注意ください。

以上です。

事務局長

続きまして、2点目、来月分の農地機構貸借案件についての報告をお願いします。

事務局

A4横の農地利用集積等促進計画の資料をご覧ください。

こちらに記載されております貸借案については、来月の定例会にて意見聴取する予定となっております。ご確認をよろしくお願ひいたします。

事務局長

3点目、農地利用最適化活動の記録表の提出について報告をお願いします。

事務局

委員の皆様は毎月提出していただいている記録表ですが、来月で今

年度最後の提出になります。3月提出については交付金の事務の関係上、3月の定例会、こちらにて必ずご提出ください。また、これまでに提出していない月があった場合でも、もし記録している月がありましたら同じく3月の定例会までにご提出ください。記録表については記載のあるものが証拠書類の一つとなりますので、記入していただいている月がある場合は必ずご提出ください。

以上です。

事務局長
事務局

4点目、農地の賃借料の水準について報告をお願いします。

農地の賃借料水準について書かれた資料をご覧ください。

令和7年1月から12月までに農地法及び農業経営基盤強化促進法により締結された農地の賃貸借における10アール当たりの賃借料水準になります。この水準は昨年中に貸借の契約を行った賃借料の平均額を算出したものになりますので、これが基準額になるというわけではありません。あくまでも情報提供であり、もし賃借料の相談を受けた場合には、貸手と借手の状況に応じて双方の協議の上で決定していただくようご指導をよろしくお願いいたします。

以上です。

事務局長
事務局

5点目、農地転用集計表について報告をお願いします。

令和7年度の農地転用の処理集計表ともう一枚、令和8年2月受付分の集計表をお手元にご用意いたしましたのでご確認をお願いいたします。

以上です。

事務局長
事務局

6点目、未来チャレンジ支援補助金について報告をお願いします。

ホッチキスどめ2枚のこちらの緑色のパンフレットのほうをご覧ください。

こちらは県のほうが今回の年末の臨時交付金を活用した事業のほうを新たに創設いたしました。対象は農畜水産業の方々が対象となります。

1枚めくっていただきまして2枚目、こちらは農業者用の説明資料となっております。

まず、対象者になりますが、こちらは地域計画の目標地図に位置づけられる者、いわゆる農業を担う者ということで位置づけられる者、あとは位置づけられることが確実と見込まれる方が対象となります。

対象事業といたしましては、生産性や品質の向上、あるいは作業の効率化などが図られる事業、施設投資、設備投資が対象となります。

これ1点、ふだんであれば申請後に購入したものが対象となるんですが、今回、昨年10月1日に購入したものの、こちらはこれも対象となります。後出しで申請できますので、もし対象となるもの、例えばトラクターのほうを10月以降に購入した、支払いが生じた場合、こちらは対象となりますので一度こちらの制度の利用をご検討いただけたらなと思っております。ただし、国や県の補助を同じ機械で導入した場合は対象となりません、二重取りはできませんのでご注意ください。補助対象の一部といたしまして、農機具、機械の本体等、トラクターのアタッチメントや育苗施設、こういったものが対象となります。補助対象率、経費の4分の3ということでかなり大きな額が補助対象として見込まれております。下限が300万円、上限が2,000万円ということで、大型機械等に利用できるものとなっております。スケジュールにつきましては3月から4月にかけての受付というふうになっておりますので、受付期間が短いですのでご注意くださいいただければと思っております。

表に戻っていただきまして、詳しくはということで一番下に問合せ先、こちらは専用のコールセンターが設置されておりますので、県事業となりますのでこちらのほうに直接ご確認をいただけたらと思っております。また、各地区の農業者の方に広く周知していただければというふうに考えておりますので、またご協力のほうをよろしく願いいたします。不明な点がございましたら、事務局のほうまでお問合せいただきましたらお答えできますので、またよろしく願いいたします。

以上です。

事務局長
議長

事務局からは以上になります。

ありがとうございました。

6点ほど報告ありましたけども、これについて何かご質問等ありましたらよろしくお願ひします。

ございませんか。

(なし の声あり)

先ほどのチャレンジの支援金についても話がありましたように、個人的にまた何かありましたら事務局のほうに、支援センターのほうへお問合せいただけたらと思います。

それでは、特にないようですので、最後に事務局より来月の予定についてお願ひします。

事務局長

引き続き、来月の予定についてご報告をいたします。

3月の小委員会は17日火曜日の午前9時から多度津町役場2階大会議室で行います。当番委員は13番宮武委員、推進委員は8番村井委員にお願いしたいと思います。定例会は18日水曜日の午前9時から多度津町役場2階大会議室で行います。署名委員は4番西山委員、5番矢野委員、6番池田委員のうち2名の方をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

議長

ありがとうございました。

以上で本日予定しておりましたことが全て終わったわけですが、全体にわたりまして何かありましたら再度お聞きしたいと思います。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、定例会は締めさせていただきます。

以上で、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明します。

議 長

署名委員

署名委員

事務局長

書 記

書 記